

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○西村委員長 次に、階猛さん。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

裁判所職員定員法の改正案ということです。今、松下さんは、裁判所の職員について問題意識を表明されておりましたけれども、私の方は、今回、定員の異動のない裁判官、特に判事補の定員についてちよつと取り上げたいと思っております。

資料を用意しましたが、一ページ目を御覧になつてください。これは、私、毎年この場で示させていただいているものなんですが、過去十年ぐらいの下級裁判所の判事、判事補の定員と現在員、実員とも言いますけれども、要は今いる人数、この推移を示したものです。

この中で、法改正によつて判事補の定員は少しずつ減らされております。ただし、今回もそうですけれども、今年は一定のまま変わつていないうといふことです。八百四十二人ということです。他方で、欠員という欄を見ていたいんです

が、欠員の方は、令和六年度、直近の一つ手前ですけれども、百六十九人ということで、その前の令和五年度より微増しています。欠員の増加が更に続くようでしたら、やはり過去もそうであつたように、判事補の定員も見直さなくてはいけません。

そこで、足下、二百四十二人という欠員になつておりますけれども、これは間もなく新任の判事補が採用されるということですから、減つてくるだろうというふうに思われます。新任判事補、今回何人採用して、その結果欠員は何人になると見込んでいるのか、最高裁からお答え願います。

○小野寺最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。

判事補の欠員状況でございますが、今御指摘をいただきましたとおり、令和七年一月現在では、定員は八百四十二人、現在員は六百人、欠員が二百四十二人となつております。

現在司法修習中の七十七期司法修習生のうち、九十二人が判事補への任官を希望しているところでございます。仮に、この九十二人が全員判事補に採用されると仮定いたしますと、この差引きにおきましては、欠員数は百五十人ということになります。

裁判所といたしましては、引き続き、判事補にふさわしい資質、能力を有する司法修習生が、裁判官の職務のやりがいや魅力を理解して、任官を志してもらえるよう、努力を重ねてまいりたいと考えております。今後とも判事補の充員に努めてまいりたいというふうに考えております。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま

裁判官であった者が金融庁への出向中にインサ

○階委員 今の答弁ですと、前年は新任判事補八十二人だったものが、十人ぐらい増えて九十二人になる。その結果、欠員は百五十人になるということですから、令和六年度に比べると二十人近く減るということで、これ 자체は評価させていただきます。

ただ、無理に採用を増やして、その結果、裁判官への信頼が失墜するようなことがあつてはならないわけでありまして、ちょっとその点、危惧するような事例が最近ありました。

昨年の暮れですけれども、金融庁に出向中の判事補が職務上知つた公開買い付け情報を基にインサイダー取引を行つて、訴追されたということがありました。この人物につきましては、驚くべきことに、出向してすぐインサイダー取引を開始して、半年弱の間に十回もインサイダー取引を行つてあるわけですね。出来心で済まされるような話ではありません。そもそも規範意識が著しく欠如していく、裁判官の適性を欠くのではないかと思つております。

このような信じ難い事件が起きたのは、欠員を埋めようとして無理な採用を行つてきた結果ではないかと思うんですけれども、この判事補、まだ任官してそんなに月日がないので、まさに皆さん採用に苦慮されたときだと思つてますが、私の懸念、どういうふうに考えますか。お答えください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま

イダー取引をしたとして起訴されたこと、御指摘のとおりでございます。誠に遺憾でございます。もつとも、判事補の任官につきましては、裁判官にふさわしい資質、能力を有する者に任官してもらうという必要があるところでございますが、最高裁は、判事補に採用されることを希望する者全員につきまして、判事補に任命されるべき者として指名することの適否、これを学識経験者等によって構成されている下級裁判所裁判官指名諮問委員会に諮問をし、同委員会においては、裁判官にふさわしい資質、能力を備えた人材か否かという観点から審議、答申がされております。

最高裁は、同委員会の答申を尊重して判事補に任命されるべき者を指名してきているところでございます。このような手続をして任官をしていることを踏まえますと、今回の不祥事は誠に遺憾なことはございますが、定員充足のために不適切な人材を任官させているということは認識をしておりません。

○階委員 手続を適正にやっているから不適切な人事にならないとは限らないわけですね。手続をやれば済む話ではなくて、ちゃんと実態を見てください。
それと、そもそも、ただでさえ、先ほど示したとおり、欠員が多い中で、出向をこれほどする必要があるのか。金融庁だけではなくて、官民にたくさんの人材を出向させているわけですよ。
そもそも法科大学院ができた当初は、多様な人材を幅広く法曹の世界に招き入れるということが大きな理念だったと思うんですけれども、法科大

学院が始まった平成十六年度、そして今年度、令和六年度で、法科大学院入学者に占める未修者、そして社会人、それぞれの人数と入学者に占める割合、どのように変化したのか、端的にお答えください。

○奥野政府参考人 お答え申し上げます。

法科大学院入学者に占める法学未修者の割合につきまして、開設初年度の平成十六年度には、全入学者五千七百六十七名のうち、いわゆる未修者コースにつきましては三千四百十七名、五九・三%でございます。令和六年度は、全入学者二千七十六名のうち六百名、二八・九%となってございました。

次にお尋ねの法科大学院入学者に占める社会人経験を有する者の割合について、平成十六年度は全入学者五千七百六十七名のうち、二千七百九十二名、四八・四%であり、平成六年度には全入学者二千七十六名のうち三百七十三名、一八・〇%となつてございます。

○階委員 お聞きになつてお分かりになつたと思ふんですが、著しく未修者とか社会人の割合が低下しているわけですね。多様性が失われているわけです。多様性を重んじる法曹の世界に多様な人材が入らなくなつて、そのことは非常に問題だということを指摘させていただきたいと思います。

こうした点でも二十年前から始まっている法曹養成制度改革、これは失敗していると言わざるを得ないと思うんですが、更に大きな失敗があります。これから指摘していきます。

私が以前から指摘した問題、まず挙げます。法科大学院を修了して司法試験を受験する人、それから予備試験を合格して司法試験を受験する人、それぞれの合格率を見てみます。資料の二ページう一つの、法科大学院在学中に受験する人というカテゴリーができたので単純比較はできないんですけども、一貫して予備試験に合格して司法試験を受けた人の合格率が、法科大学院を修了して受験した人の合格率を大きく上回っています。

例えば、令和四年で見ますと、予備試験の方は司法試験合格率九七・五三%、法科大学院を修了した人の合格率三七・六五%，これは三倍近い開きがあります。令和五年、令和六年は、さつき申し上げた在学中受験者というのも入つてきたんですが、仮にですけれども、法科大学院修了と在学中受験者、これを合算したとしますと、令和五年は四〇・七%，令和六年は三四・八%です。いずれもそれぞれ年の年予備試験合格者の司法試験合格率、すなわち令和五年でいうと九二・六三%，令和六年でいうと九二・八四%，これらを大きく下回つているわけですね。

そもそもなんですが、三ページ、これも従来から指摘しているところでございます。法律上、司法試験法第五条というのがあります、ここで書いているのは、司法試験予備試験は、ロースクール修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするというふうに書いておりますので、これほど予備試験の合格者がロースクール修了者の合格者と差があるというのには法律

には反していると思うんですね。

まず法律に反しているということ、それから閣議決定にも反しています。なぜならば、その下に書いてありますように、下線が引いてあるところ、「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」というくだりがありますけれども、これにも大きく反しているわけです。

こうした現状の下で、そもそもロースクール修了を司法試験の受験要件として、そうでない人は予備試験を受からないと司法試験を受けさせないという仕組みは、私は非常に問題がある、不合理であると考えておりますけれども、この点について、大臣、どうお考えになりますか。

○鈴木国務大臣 今御指摘のロースクール、法科大学院を中心とするいわゆるプロセス、これとしての法曹養成制度は、旧司法試験下において、厳しい受験競争下で受験者の受験技術優先の傾向が顕著となっていたこと、あるいは質を維持をしながら大幅な法曹人材の増加を図ることに大きな困難が伴うとされていたことなど、司法試験というものは、いわゆる点によって、点のみによる選抜の方法について指摘をされていた、様々な問題点を克服するために導入をされたものと理解をしております。

その上で、志望者数の減少等々、様々な課題が生じたことを通じて、いろいろな改革、これは法科大学院教育の一層の充実であったり、あるいは在学中受験資格の導入等の制度改革等の改革が行われてきたところであります。

この間、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成の理念、これは堅持をされてきたものでありまして、司法試験の受験資格から法科大学院の修了の資格を除外するということについては、我々としては相当ではないと考えているところであります。

○階委員 同じような答弁を毎年聞かされてきましたね。

もう一回、二ページを御覧になつてください。

今に始まつた問題じゃないんですよ。予備試験の合格者が、司法試験の合格率が一貫してロースクール修了者よりも高いという問題は、もう平成二十四年からずっと続いておりまして、なおかつ、近年その傾向が顕著になつてきているということなんですよ。ずっとこの間、法律違反、そして閣議決定違反も続いてきたということなんですよ。そのことは大臣も、この場で委員長をやってきて、私の議論を聞いていたので重々承知なんだと思うんですよ。

だから、これだけやつても是正されない、かえつて悪くなつてているんだから、もうロースクール修了を受験資格とすることはやめたらいいんじゃないかということを申し上げているわけです。今までと同じような答弁をしている場合じゃないと思います。

それに加えて、もう一つ、今の私の提案を補強すべきデータを挙げさせていただきたいと思います。

これは新しい事実として出てきた話として、二ページ目の令和五年と令和六年のところを見てく

ださい。ここから在学中受験資格というのが始まりまして、ロースクールに入つたけれども、修了する前に受けられるということになつていています。

初年度は、在学中の人が合格したのが五九・五三%、修了した人は三二・六一%。何と、修了した人の方が合格率が圧倒的に低いわけです。普通、大学受験とかを考えると、高校二年生の方が三年生よりも、大学受験を仮にしたとして、合格率が低かつたら大問題になりますよね。そんな学校、存在意義があるのかという話ですよ。まともに通つたら、かえつて成績が下がるわけだから。そういうことですよ。

令和六年、更にこの数字が悪化しております。在学中は五五%に対し修了した人は二二・七三%しか受かっていない。もつと低下しているわけです。こんな状況で、なぜ法科大学院修了に重きを置く今の受験資格制度があるのか、ますますこの制度を存置する合理性が失われてきたということです。

今私が述べたこと、大臣、しっかりと受け止めていただいて、この制度は見直す、その方向で検討していただけませんか。

○鈴木国務大臣 御指摘のところ、例えば実際の司法試験合格率等々で乖離があるし、そこは埋まつてない、これは事実であります。そういう中で、当然法科大学院の教育の質等々、そういうこともしつかり我々としても考えていかなくてはいけないと思っています。

同時に、先ほど申し上げましたけれども、やは

りプロセスとして、法科大学院というところでの法曹養成制度ということで、ある意味、点だけではないことではなくて、そういう人材の資質ということところでこの法科大学院という制度を考えてきた、このこと 자체というのは、私は決して否定されることではないと思っています。

そういう中で、必要な見直しということは当然していくことはあると思いますけれども、まさに、今現時点では、例えば受験資格から除外するとか、そういうことについては、今の段階でそういったことを申し上げることではないのかなとうふうに私は思っています。

○階委員 今の段階で、今の段階でという答弁を過去の大臣も繰り返されて、このでいたらくです。今の段階でという時期は過ぎました。だから、見直してくださいと言っているわけです。

プロセスとしての法曹養成制度、これは四ページ目に、左側に、法科大学院制度の二十年の歩みということで、確かに、平成十三年、司法制度改革審議会意見書、司法試験という点のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、プロセスとしての法曹養成制度を整備すべきということから始まっているわけですね。

しかし、この法科大学院、全く機能していないわけですよ。機能していないからこそ、修了ではなくて在学中にも受験を認めるようになったのではないか。自ら機能していないことを認めるようなものですよ。

それにもかかわらず、私はびっくりするんですが、在学中に受かった人、この人たちは、司法試

験に受かつたら普通はすぐ修習に行きたいわけですかね。でも、修習に行かせずに、まずはロースクールを修了してください、修了しないと司法修習を受けさせませんよという制度にもなっているわけです。これもおかしな仕組みで、さっきの受験資格共々改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 今の御指摘について申し上げると、ロースクール、法科大学院について申し上げると、それはまさにプロセスとしてというところのその大きな柱であります。

そういう中で、例えば、先ほどおっしゃいました在学中受験資格の件で申し上げると、やはり我々としては、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持をしつつ、法科大学院課程修了後の司法試験合格者と同等の能力、資質を備えていることを確保するということにあります。この要件によって、法科大学院在学中に司法試験に合格した者についても法科大学院修了までの学習プロセスを確保するということもやはり大事だと思っております。

やはり、今の受験生はZ世代とも言われますけれども、タイパとかコスパというのを非常に重視するわけですよ。こうした人たちは、こんな法科大学院、タイパもコスパも全く考えないような法科大学院制度がある限り、法曹志願者は根本的に増えていかないと思いますよ。

どうぞ、法科大学院、今まではまずいといふことで、先ほど私が提案した受験資格の撤廃とか、合格後も、修了をしないと修習に移れないといった仕組みは変えていくということを法務省と一緒に進めていただけませんか、お願いします。

○階委員 だったら、予備試験を経て司法試験に合格した人はこうした仕組みはないわけですね。その人たちは別にロースクールを修了しなくても修習に入れるというわけで、それは何か不平等じ

やないですか。これもおかしいですよ。

それで、文科省、政務の方にも来ていただいていますか。

それで、やはり私は問題の根源はロースクールにあると思っていまして、私は、ロースクールがちゃんとした教育をしていれば、黙っていても学生は集まつてくるわけですよ。そして、黙っていても法曹志願者は増えるわけですよ。ところが、ロースクールが不人気だから、無理やり集めようとして、在学中でも受験できますよと言つたり、あるいは、在学中受かつてもすぐやめられたら経営が成り立たないので最後までいてくださいねと言つたり、まさにこれは受験生のことを無視した法科大学院のための制度改悪が進んできたと思っています。

やはり、今の受験生はZ世代とも言われますけれども、タイパとかコスパというのを非常に重視するわけですよ。こうした人たちは、こんな法科大学院、タイパもコスパも全く考えないような法科大学院制度がある限り、法曹志願者は根本的に増えていかないと思いますよ。

どうぞ、法科大学院、今まではまずいといふことで、先ほど私が提案した受験資格の撤廃とか、合格後も、修了をしないと修習に移れないといった仕組みは変えていくということを法務省と一緒に進めていただけませんか、お願いします。

○武部副大臣 文部科学省としては、法科大学院教育、司法試験、司法修習によるプロセスとしての法曹養成制度において、質、量共に豊かな法曹の養成を目指し、その中核である法科大学院教育

の充実に取り組むことが重要であると考えております。

志願者数も減っているというお話をいただきましたけれども、ここ近年は増えてきているのもまた事実であります。また、法科大学院の教育の質の向上については、令和元年制度改革によって、法曹となるうとする者に必要な学識等を体系的、段階的に涵養すべきことが規定されておりまして、各法科大学院においても、教育課程、あるいは内容の創意工夫を図るなど、取り組んでいただいております。

また、司法制度改革の理念である多様な法曹の輩出については、未修者に対する教育の充実を図ることが重要でありますので、各法科大学院においても、補助教員の配置や個別指導の実施など、サポート体制の構築等にも取り組んでいます。

今後も、関係機関と連携して、質の高い法曹を輩出できるよう、法科大学院教育の充実に努めてまいりたいと思います。

○階委員 質、量共に豊かにする、三千人合格を目指したのが、今千五百人ですよ。多様性も何も、さつきデータも出ましたけれども、未修者は減り、社会人も激減している。何にも目的、果たされていないじゃないですか。

四ページ目、法科大学院制度の二十年の歩みと書いていますけれども、これは失われた二十年だったんじゃないですか。失われた二十年、このままだと三十年、四十年と延びていくだけじゃないですか。だから、私は、毎年この場で警鐘を鳴らし続けているんですよ。もうそろそろ変えないと。

これは、法科大学院のための制度で、全く司法試験を目指す人のための制度になつていませんよ。私も法曹の不肖な先輩ですけれども、法曹の先輩として、これは声を大にして言いたいです。今の制度のままでは、失われた三十年、四十年になります。その危機感を持つてしつかりと考えていくには改革に取り組んでいただきたい。

法務大臣、もう一回、私の問題意識を受け止めで、これからどうしていくか、お答えいただけませんか。

○鈴木国務大臣 まず、私どもとしては、質、量共に豊かな法曹を養成していく、このことは当然、これは共有をしていると思ってます。その上で、今、様々、階先生御指摘の点、実際の客観的な数字として、その乖離が埋まつていない、あるいは法科大学院についても、恐らく様々な改善すべきところ、これはあるんだろうと思ひます。そういったところはしっかりと改革もしていくことは当然必要だと思っておりますし、ただ同時に、やはり、先ほどプロセスという話を申し上げましたが、八割合格しますよ。

ただ、問題は、それしか司法試験を受ける人がいなくていいのか。今四千人弱ですよ、司法試験を受ける人が。昔は四万人、五万人いました。無理やり司法試験を受けられる人の枠を絞つて、そして法科大学院を優遇するということによつて、法科大学院は甘えが生まれているわけですよ。それで、いつまでたつても法科大学院の教育の質は高まらず、こうしたてていたらくに陥つていていうことを指摘申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○西村委員長 それでは、文部科学省奥野大臣官房審議官、答弁の訂正があるということですので、お願いします。

その上で、今、例えれば法科大学院卒業後五年目まで七十数%まで合格率が上がつてゐるということも事実でありますので、今いただいた御指摘、様々踏まえながら、何がこれから必要な改革なのか、そこは危機感を持つてしつかりと考えていくたいと思っています。

○階委員 合格率七〇%というのにだまされないでくださいね。あれは累積合格率というもので、これは結局、司法試験の受験資格を限つておかけで、予備試験の合格した人は非常に低い割合に抑えられています。その結果、法科大学院から合格する人の枠が、千人ぐらいは毎年あるわけです。千人の枠がある中で、毎年二千人ぐらい法科大学院を修了して受けているわけだから、二千人の人が千人の枠で何回か受けければ、それは七割、八割合格しますよ。

ただ、問題は、それしか司法試験を受ける人がいなくていいのか。今四千人弱ですよ、司法試験を受ける人が。昔は四万人、五万人いました。無理やり司法試験を受けられる人の枠を絞つて、それで、いつまでたつても法科大学院の教育の質は高まらず、こうしたてていたらくに陥つていていうことを指摘申し上げまして、私の質問を終わります。

令和七年三月十四日

【衆議院】法務委員会議事速報（未定稿）

○奥野政府参考人 先ほど先生から御質問いただいた令和六年度の社会人経験者の入学者数をお答えする際に、平成とお答えしておりましたが、正しくは令和でござります。申し訳ございませんでした。